

果実飲料の日本農林規格の見直しについて（案）

平成16年12月21日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」（以下、見直し基準という。）に基づき、果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）について、「原材料の増量材的使用の制限及びまがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

果実飲料の日本農林規格について、

- (1) 濃縮オレンジ等濃縮果汁の規格において、加糖を認めないこととすること
- (2) オレンジジュース等果実ジュース（果粒入り果実ジュースを除く。）の規格において、加糖したものには酸味料の使用を認めないこととすること
- (3) 濃縮果汁又は還元果汁とする際の指標となる糖用屈折計示度に係る基準について、「その他の果実」は一律に数値を規定していたが、これを個々の果実の搾汁を製造した際の糖用屈折計示度とすること

等の改正を行う。

果実飲料の日本農林規格の見直しについて

見直し基準 2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準)

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	該当せず (製造業者は約101業者)
イ 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず (生産量は10%の減)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当せず (複数の都道府県で格付)
エ 格付率が著しく低い規格	該当せず (格付率43%)

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正又は確認の方向で検討した。

果実飲料の日本農林規格の改正概要

1 定義の変更

(定義)

用 語	改 正 案	現 行
濃縮果汁	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの、又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた <u>砂糖類</u> 、 <u>はちみつ等</u> の糖用屈折計示度を除く。）が別表1の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表2の基準以上）のものをいう。	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた <u>糖類</u> の糖用屈折計示度を除く。）が別表1の基準以上（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表2の基準以上）のものをいう。
還元果汁	濃縮果汁を希釈したものであって、糖用屈折計示度（加えられた <u>砂糖類</u> 、 <u>はちみつ等</u> の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準以上、別表1の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表4の基準以上、別表2の基準未満）のものをいう。	濃縮果汁を希釈したものであって、糖用屈折計示度（加えられた <u>糖類</u> 、 <u>はちみつ等</u> の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準以上、別表1の基準未満（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）が別表4の基準以上、別表2の基準未満）のものをいう。
濃縮オレンジ	オレンジの濃縮果汁又はこれにみかん類の濃縮果汁を加えたもの（みかん類の製品に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度（加えられた <u>砂糖類</u> 、 <u>はちみつ等</u> の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10%未満のものに限る。）をいう。	オレンジの濃縮果汁又はこれにみかん類（ <u>Citrus reticulata Blanco</u> ）の濃縮果汁を加えたもの（みかん類の製品に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度（加えられた <u>糖類</u> の糖用屈折計示度を除く。）の割合が10%未満のものに限る。）をいう。

(定義 (続き))

用語	改正案	現 行
果実ジュース	<p><u>オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース、ももジュース及びこれら以外の1種類の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。</u></p>	(規定なし)
オレンジジュース	<p>オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに<u>砂糖類、はちみつ等</u>を加えたもの(みかん類の<u>原材料</u>に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度(加えられた<u>砂糖類、はちみつ等</u>の糖用屈折計示度を除く。)に<u>占める</u>割合が10%未満のものに限る。)をいう。</p>	<p>オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに<u>糖類、はちみつ等</u>を加えたもの(みかん類の<u>製品</u>に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度(加えられた<u>糖類、はちみつ等</u>の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10%未満のものに限る。)をいう。</p>
うんしゅうみかんジュース	<p>うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>砂糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>	<p>うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>
グレープフルーツジュース	<p>グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>砂糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>	<p>グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>
レモンジュース	<p>レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>砂糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>	<p>レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>
りんごジュース	<p>りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>砂糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>	<p>りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに<u>糖類、はちみつ等</u>を加えたものをいう。</p>

(定義 (続き))

用語	改正案	現 行
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。
パインアップルジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。
果実ミックスジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の <u>原材料</u> に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10%未満のものを除く。）をいう。	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の <u>製品</u> に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた <u>糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の割合が10%未満のものを除く。）をいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に <u>かんきつ類</u> の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。	果実の搾汁若しくは還元果汁の <u>うちかんきつ類</u> の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたもの又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものをいう。
果実・野菜ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁

(定義 (続き))

用 語	改 正 案	現 行
果実・野菜ミックスジュース (続き)	」という。)を加えたもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の <u>原材料</u> に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。	」という。)を加えたもの又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の <u>製品</u> に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。
果汁入り飲料	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>1 <u>還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)</u>が別表3の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、<u>酸度(加えられた酸の酸度を除く。)</u>について別表4の基準。2種類以上混合したものにあっては、<u>糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)</u>又は<u>酸度(加えられた酸の酸度を除く。)</u>について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計)の10%以上100%未満のもので、かつ、<u>果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの</u></p> <p>2 <u>果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁の希釈に用いた水及び原材料</u></p>	<p><u>果実の搾汁及び還元果汁のうち、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)</u>が別表3の基準(2種類以上混合したものにあってはその合計、<u>レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては別表4の酸度(加えられた酸の酸度を除く。)</u>の基準)の10%以上100%未満のものを使用したものであって、<u>果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るものをいう。</u></p>

(定義 (続き))

用語	改正案	現 行
果汁入り飲料 (続き)	<p><u>の合計に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの</u></p> <p><u>3 希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が1又は2となるもの</u></p>	

(改正理由)

- ・果実ジュースの定義を明確化した。
- ・果汁入り飲料の定義に「果実の搾汁を希釈した製品」と「希釈して使用する製品であって、飲用時の状態の糖用屈折計示度の基準が10%以上100%未満のもの」が含まれることを明確化した。

2 濃縮オレンジの規格の変更概要

(1) 品質事項

	改正案	現 行
品 位	<p>糖用屈折計示度が11ブリックス度 (以下「° Bx」と略記する。) の還元果汁としたとき、<u>以下の基準に適合していること。</u></p> <p><u>1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。</u></p> <p><u>2 色沢が良好であること。</u></p> <p><u>3 きょう雑物がないこと。</u></p>	<p>糖用屈折計示度が11ブリックス度 (以下「° Bx」と略記する。) の還元果汁としたとき、<u>第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。</u></p>
糖用屈折計示度	20° B x 以上であること。	20° B x 以上であること。 <u>ただし、加えられた糖類の糖用屈折計示度を除く。</u>
加糖量	[削る。]	<u>糖用屈折計示度が11° B x の還元果汁としたとき、加えられた糖類の製品に占める重量の割合が5%以下であること。</u>

		改 正 案	現 行
原 材 料	食品添加物 以外の原材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] [削る。]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 オレンジの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 みかん類の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 3 <u>糖類</u>
	食品添加物	<u>天然香料</u> 以外のものを使用していないこと	<u>香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）</u> 以外のものを使用していないこと。

(改正理由)

- ・品位について、他品目との整合性を図るため、採点法を取りやめる。
- ・濃縮果汁に「加糖」を認めないことに伴い、加糖量の削除など所要の改正を行う。

(2) 表示事項

	改 正 案	現 行
一括表示事項	1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) <u>名称（品名）</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) 賞味期限 (6) [略] (7) [略] [削る。] <u>2</u> [略]	1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) <u>品名</u> (2) 原材料名 (3) 濃縮度 (4) 内容量 (5) 賞味期限 <u>（品質保持期限）</u> (6) 保存方法 (7) 製造業者又は販売業者 （輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所 <u>2 糖類を加えたものにあつては、1に規定するもののほか、加糖量を一括して表示してあること。</u> <u>3</u> 輸入品にあつては、1に規定

	改 正 案	現 行
一括表示事項 (続き)	<p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 1の(6)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、<u>3の規定</u>により1の(5)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。</p>	<p>するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。</p> <p><u>4</u> 1の(5)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、省略することができる。</p> <p><u>5</u> 1の(6)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、<u>4の規定</u>により1の(5)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。</p>
表示の方法	<p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) <u>名称（品名）</u> 「濃縮オレンジ」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 [削る。]</p>	<p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項及び同項の2の加糖量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) <u>品名</u> 「濃縮オレンジ」と記載すること。<u>ただし、糖類を加えたものにあつては、「濃縮オレンジ」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</u></p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 <u>ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところに</u></p>

	改 正 案	現 行
表示の方法 (続き)	<p>ア オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等又はこれらに代えて「みかん類」と製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>[削る。]</p>	<p><u>より記載すること。</u></p> <p>(7) オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等又はこれらに代えて「みかん類」と記載すること。</p> <p>(1) <u>糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。</u></p> <p>ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載する</p>

	改正案	現行
表示の方法 (続き)	<p>[削る。]</p> <p>イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という</p>	<p>ことができる。</p> <p>(ウ) <u>使用した糖類が2種類以上のもの</u>にあつては、<u>(イ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの</u>にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、<u>砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの</u>にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、<u>砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するもの</u>にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、<u>砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するもの</u>にあつては、「<u>砂糖・異性化液糖</u>」と記載することができる。</p> <p>イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という</p>

	改 正 案	現 行
表示の方法 (続き)	<p>。) <u>21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>[削る。]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 賞味期限 賞味期限 <u>(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)</u> を、次に定めるところにより記載すること。</p>	<p>。) <u>第5条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(3) 濃縮度 「6.0倍」等と記載すること。ただし、濃縮の程度を糖用屈折計示度で「65° Bx」等と記載することができる。</p> <p>(4) 加糖量 <u>加えられた糖類の製品に占める重量の割合を「2.3%」等と記載すること。</u></p> <p>(5) 内容量 内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム、キログラム又はトンの単位で、内容体積はミリリットル、リットル又はキロリットルの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(6) 賞味期限 <u>(品質保持期限)</u> <u>賞味期限 (品質保持期限) (容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。以下同じ。)</u> を、次に定めるところにより記載すること。</p>

	改 正 案	現 行
表示の方法 (続き)	<p>ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(ア) <u>平成16年4月1日</u></p> <p>(イ) <u>16. 4. 1</u></p> <p>(ウ) <u>2004. 4. 1</u></p> <p>(エ) <u>04. 4. 1</u></p> <p>(オ) <u>160401</u></p> <p>(カ) <u>040401</u></p> <p>イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>a <u>平成16年4月</u></p> <p>b <u>16. 4</u></p> <p>c <u>2004. 4</u></p> <p>d <u>04. 4</u></p> <p>e <u>1604</u></p> <p>f <u>0404</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>ア 製造から賞味期限(品質保持期限)までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(ア) <u>平成10年4月1日</u></p> <p>(イ) <u>10. 4. 1</u></p> <p>(ウ) <u>1998. 4. 1</u></p> <p>(エ) <u>98. 4. 1</u></p> <p>(オ) <u>100401</u></p> <p>(カ) <u>980401</u></p> <p>イ 製造から賞味期限(品質保持期限)までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>a <u>平成10年4月</u></p> <p>b <u>10. 4</u></p> <p>c <u>1998. 4</u></p> <p>d <u>98. 4</u></p> <p>e <u>1004</u></p> <p>f <u>9804</u></p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。</p> <p>(7) 保存方法</p> <p>保存方法を次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 凍結してあるものにあつては、「保存温度〇〇℃以下」と記載すること。</p> <p>イ 凍結してあるもの以外のものにあつては、製品の特</p>

	改 正 案	現 行
表示の方法 (続き)	<p>2 一括表示事項の1及び2に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</p> <p>3 <u>表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</u></p> <p>4 <u>名称の事項名の表示については、「名称」に代えて「品名」と記載することができる。</u></p>	<p>性に従って「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。</p> <p>ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>2 一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、<u>別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</u></p>
その他の表示事項及びその方法	[削る。]	<p><u>一括表示事項の項に規定するもののほか、冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</u></p>
表示禁止事項	[削る。]	<p><u>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</u></p> <p>(1) <u>生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語</u></p> <p>(2) <u>天然又は自然の用語</u></p> <p>(3) <u>純正、ピュアーその他純粋であることを示す用語</u></p> <p>(4) <u>一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容</u></p>

	改 正 案	現 行
表示禁止事項 (続き)		と矛盾する用語 (5) <u>その他内容物を誤認させる ような文字、絵、写真その他 の表示</u>

(改正理由)

- ・濃縮果汁は、業務用として使用されるため、JAS規格に表示基準を残す。
- ・濃縮果汁に「加糖」を認めないことに伴い、糖類や加糖量の表示の削除など
所要の改正を行う。

(3) 使用原材料に関する規定

改 正 案	現 行
<u>2 使用する濃縮果汁及び還元果汁につ いては、砂糖類、はちみつ等及び食品 添加物（天然香料を除く。）を使用し ていないこと。</u>	<u>2 使用する原材料のうち、農林物資の規格 化及び品質表示の適正化に関する法律第7 条第1項の規定に基づく日本農林規格が制 定されているもの（果実の搾汁、濃縮果汁 及び還元果汁を除く。）にあつては、当該 日本農林規格による格付が行われたもので なければならない。ただし、輸入品の原材 料として使用する場合等やむを得ない場合 には、当該日本農林規格に適合するものと することができる。</u>

(改正理由)

- ・使用原材料について、「JAS規格が制定されている品目を原材料として使
用する場合、その原材料はJAS品を使用する」旨の規定は、規格見直しの
基準に従い削除する。
- ・濃縮果汁に、加糖を認めないこととしたこと、食品添加物の使用不可（りん
ご等の一部果実を除く）としたため、新たに規定を設ける。

(4) 品位の採点基準

改 正 案	現 行
[削る。]	<u>3 第1項の規格における品位の採点の基準 は、次のとおりとする。</u>

品位の採点基準（続き）

改 正 案		現 行	
	事 項	採点の基準	
	色 沢	<u>1 色沢が優良なものは、5点とする。</u> <u>2 色沢が良好なものは、4点とする。</u> <u>3 色沢がおおむね良好なものは、3点とする。</u> <u>4 色沢がやや劣るものは、2点とする。</u> <u>5 色沢が劣るもの又は変色があるものは、1点とする。</u>	
	香 り	<u>1 香りが優良なものは、5点とする。</u> <u>2 香りが良好なものは、4点とする。</u> <u>3 香りがおおむね良好なものは、3点とする。</u> <u>4 香りがやや劣るものは、2点とする。</u> <u>5 香りが劣るもの又は異臭があるものは、1点とする。</u>	
	味	<u>1 味が優良なものは、5点とする。</u> <u>2 味が良好なものは、4点とする。</u> <u>3 味がおおむね良好なものは、3点とする。</u> <u>4 味がやや劣るものは、2点とする。</u> <u>5 味が劣るもの又は異味があるものは、1点とする。</u>	

(改正理由)

- ・品位について、採点法をやめたため、採点基準を削除する。

3 オレンジジュースの規格の変更概要

(1) 品質事項

① 品位

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
1 <u>固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。</u>	[略]	<u>第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。</u>	同左
2 <u>色沢が良好であること。</u>			
3 <u>きょう雑物がないこと。</u>			

② 糖用屈折計示度

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
10° Bx以上であること。	果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上20° Bx未満、それ以外のものにあつては11° Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつの糖用屈折計示度を除く。	10° Bx以上20° Bx未満であること。	果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上20° Bx未満、それ以外のものにあつては11Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつの糖用屈折計示度を除く。

③ 加糖量

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
[略]	<u>砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。</u>	加えていないこと。	<u>糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。</u>

④ 食品添加物以外の原材料

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] 3 <u>砂糖類</u> 及びはちみつ	オレンジの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 オレンジの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 みかん類の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 3 <u>糖類</u> 及びはちみつ

⑤ 食品添加物

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 <u>天然香料</u> 2 [略] 3 強化剤 <u>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、</u>	<u>二酸化炭素以外のもの</u> を使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 <u>香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）</u> 2 二酸化炭素 3 強化剤 <u>栄養改善法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>

食品添加物（続き）

改 正 案		現 行	
オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース	オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
	<u>ビタミンE及び葉酸</u>		

（改正理由）

- ・品位については、採点法をやめることによるもの。
- ・食品添加物について、ストレート製品（りんご等の一部の果実を除く。）は使用不可とし、それ以外の製品は、ポジティブリスト化したため。

（2）使用原材料に関する規定

改 正 案	現 行
<u>[削る。]</u>	<u>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</u>

（改正理由）

- ・濃縮果汁と同じ理由による。

4 果実ミックスジュースの規格の変更概要

（1）品質事項

① 品位

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース
<u>第12条の規格の品位と同じ。</u>	[略]	<u>第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。</u>	同左

② 加糖量

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース
[略]	<u>砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。</u>	加えていないこと。	<u>糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。</u>

③ 食品添加物以外の原材料

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース
[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 <u>砂糖類</u> 及びはちみつ	果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 <u>糖類</u> 及びはちみつ

④ 食品添加物

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース (ストレート)	果実ミックスジュース
次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 <u>酸味料 (かんきつ類又はうめ以外の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものであって、砂糖類及びはちみつを使用しないものに限る。)</u> クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナ	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 増粘安定剤 (リンアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。) <u>ペクチン</u>	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 増粘安定剤 (リンアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。) <u>ペクチン</u> 2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム (DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。)

食品添加物（続き）

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース（ストレート）	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース（ストレート）	果実ミックスジュース
<p>3 酸化防止剤（りんご、<u>ぶどう</u>、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。）</p> <p>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p>	<p>トリウム（DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）</p> <p>3 酸化防止剤（りんご、<u>ぶどう</u>、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。）</p> <p>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>4 <u>天然香料</u></p> <p>5 <u>二酸化炭素</u></p> <p>6 強化剤 <u>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビ</u></p>	<p>2 酸化防止剤（りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。）</p> <p>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p>	<p>3 酸化防止剤（りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。）</p> <p>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>4 <u>香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）</u></p> <p>5 強化剤 <u>栄養改善法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u></p>

食品添加物（続き）

改 正 案		現 行	
果実ミックスジュース（ストレート）	果実ミックスジュース	果実ミックスジュース（ストレート）	果実ミックスジュース
	<u>タミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</u>		

（改正理由）

- ・食品添加物については、その使用を必要最小限とする観点から、ポジティブリスト化するとともに、糖類を使用した場合に酸味料を添加することを認めないこととした。
- ・「ぶどう」については、酸化防止剤を添加しない場合、搾汁が褐変し、商品価値がなくなる恐れがあることから酸化防止剤を使用できる果実として追加した。

(2) 使用原材料に関する規定

改 正 案	現 行
<u>[削る。]</u>	<u>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</u>

（改正理由）

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

5 果粒入り果実ジュースの規格の変更概要

(1) 品質事項

		改 正 案	現 行
品 位		<u>第12条の規格の品位の基準と同じ。</u>	<u>第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。</u>
加糖量		砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。	糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁

		改 正 案	現 行
原 材 料	食品添加物以外の原材料 (続き)	2 [略] 3 <u>砂糖類</u> 及びはちみつ	2 果粒 3 <u>糖類</u> 及びはちみつ
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 強化剤 <u>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</u>	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 増粘安定剤 (パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。) ペクチン 2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム (DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。) 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 4 香料 5 強化剤 <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>

(改正理由)

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

(2) 使用原材料に関する規定

改 正 案	現 行
[削る。]	<u>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</u>

(改正理由)

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

6 果実・野菜ミックスジュースの規格の変更概要

(1) 品質事項

		改 正 案	現 行
品 位		第12条の規格の品位の基準と同じ。	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。
加糖量		砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。	糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] 3 砂糖類及びはちみつ 4 [略] 5 [略] 6 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 野菜汁 3 糖類及びはちみつ 4 果粒 5 香辛料 6 食塩
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限り、） ペクチン 2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L

		改 正 案	現 行
原 材 料	食品添加物 (続き)		<p>－酒石酸、DL－リンゴ酸及びDL－リンゴ酸ナトリウム(DL－酒石酸及びL－酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。)</p>
		3 [略]	<p>3 酸化防止剤 L－アスコルビン酸及びL－アスコルビン酸ナトリウム</p>
		<p>4 [略] 5 [略] 6 強化剤 <u>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</u></p>	<p>4 香辛料抽出物 5 香料 6 強化剤 <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u></p>

(改正理由)

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

(2) 使用原材料に関する規定

改 正 案	現 行
[削る。]	<u>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</u>

(改正理由)

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

7 果汁入り飲料の規格の変更概要

(1) 品質事項

		改正案	現 行
品 位		<u>第12条の規格の品位の基準と同じ。</u>	<u>第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。</u>
エタノール分		<u>還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準に換算した果汁について、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては使用した果実の搾汁に換算した果汁について、3g/kg以下であること。</u>	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準に換算した果汁について3g/kg以下であること。
原 材 料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 <u>クエン酸、クエン酸三ナトリウム、乳酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</u> 2 着色料（ <u>化学合成品（β-カロテン及びビタミンB₂を除く。）</u> 以外のものに限る。） 3 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 2 着色料 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム及びミックストコフェロール（ミックストコフェロールにあっては、乳及び乳製品を使用するものに限る。）
		4 増粘安定剤 アラビアガム、グァーガム、 <u>キサンタンガム、ダイズ多糖類</u>	4 増粘安定剤 アラビアガム、グァーガム、 <u>キサンタンガム、タマリンドシ</u>

		改正案	現行
原 材 料	食品添加物 (続き)	、タマリンドシードガム及びペクチンのうち2種以内	ードガム及びペクチン
	5 甘味料	アスパルテーム、アセスルファムカリウム、キシリトール、スクラロース、ステビア抽出物及びタウマチンのうち3種以内	5 甘味料 アスパルテーム、ステビア抽出物及びタウマチン
	6 保存料	安息香酸ナトリウム	6 保存料 (希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものに限る。) 安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸エステル類及びε-ポリリシン
	7 [略]		7 pH調整剤 (乳及び乳製品を使用するものに限る。) 炭酸水素ナトリウム
	8 [略]		8 乳化剤 (乳及び乳製品を使用するものに限る。) グリセリン脂肪酸エステル及びショ糖脂肪酸エステル
	9 [略]		9 香辛料抽出物 (野菜汁を使用するものに限る。)
	10 [略]		10 香料
	11 [略]		11 二酸化炭素
	12 強化剤	<u>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンP及び葉酸</u>	12 強化剤 <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>

(改正理由)

- ・品位については、採点法をやめたことによるもの。
- ・エタノール分については、果汁入り飲料の定義に「希釈して飲用に供する製品」と「果実搾汁を希釈した製品」を追加したことによるもの。
- ・食品添加物については、その使用を必要最小限とする観点からポジティブリスト化を行うこととした。
- ・保存料については、その使用を希釈用製品のみと限定していたが、近年のPET容器入り製品等の流通の増加に伴い、消費者が開栓後、製品を飲みきらない事例があり、酵母や雑菌の繁殖等の問題が生じる恐れがあることから、希釈用製品以外の製品にも保存料（安息香酸ナトリウム）の使用を認めることとした。

(2) 使用原材料に関する規定

改正案	現 行
[削る。]	2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(改正理由)

- ・オレンジジュースと同様の理由による。

8 別表の変更概要

(1) 別表1（濃縮果汁の糖用屈折計示度の基準表）

改正案		現 行	
果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (Bx)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (Bx)
[略]	[略]	オレンジ	2 0
[略]	[略]	うんしゅうみかん	1 8
[略]	[略]	グレープフルーツ	1 8
[略]	[略]	りんご	2 0
[略]	[略]	ぶどう	3 0
[略]	[略]	パイナップル	2 7
[略]	[略]	もも	1 6
[略]	[略]	なつみかん	1 8
[略]	[略]	はっさく	2 0
[略]	[略]	いよかん	2 0
[略]	[略]	ポンカン	2 2
[略]	[略]	シイクワシャー	1 6

別表 1 (続き)

改 正 案		現 行	
[略]	[略]	日本なし	1 6
[略]	[略]	西洋なし	2 2
[略]	[略]	かき	2 8
[略]	[略]	まるめろ	2 0
[略]	[略]	すもも	1 2
[略]	[略]	あんず	1 4
[略]	[略]	クランベリー	1 4
[略]	[略]	バナナ	4 6
[略]	[略]	パパイヤ	1 8
[略]	[略]	キウイフルーツ	2 0
[略]	[略]	マンゴー	2 6
[略]	[略]	グアバ	1 6
[略]	[略]	パッションフルーツ	2 8
[削る。]	[削る。]	その他の果実	1 2
注：別表 1 以外の果実にあつては、果実の搾汁を製造した際の糖用屈折計示度の 2 倍を基準とする。ただし、別表 2 の果実を除く。		注：その他の果実にあつては別表 2 の果実を除く。	

(改正理由)

・個別に掲げている果実以外は、「その他の果実」と一括りにして基準値を 1 つ定めていたが、果実の種類の特性をよりの確に反映させるため、その他の果実の基準値を削除し、果実の「搾汁時の糖用屈折計示度」の 2 倍の値を濃縮果汁の基準値とした。

(2) 別表 3 (還元果汁の糖用屈折計示度の基準表)

改 正 案		現 行	
果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (Bx)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (Bx)
[略]	[略]	オレンジ	1 1
[略]	[略]	うんしゅうみかん	9
[略]	[略]	グレープフルーツ	9
[略]	[略]	りんご	1 0
[略]	[略]	ぶどう	1 1
[略]	[略]	パインアップル	1 1
[略]	[略]	もも	8
[略]	[略]	なつみかん	9
[略]	[略]	はっさく	1 0
[略]	[略]	いよかん	1 0

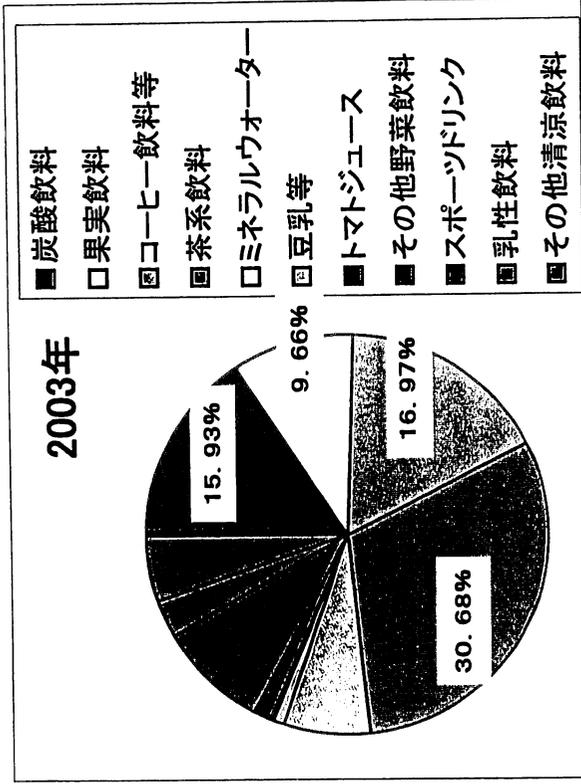
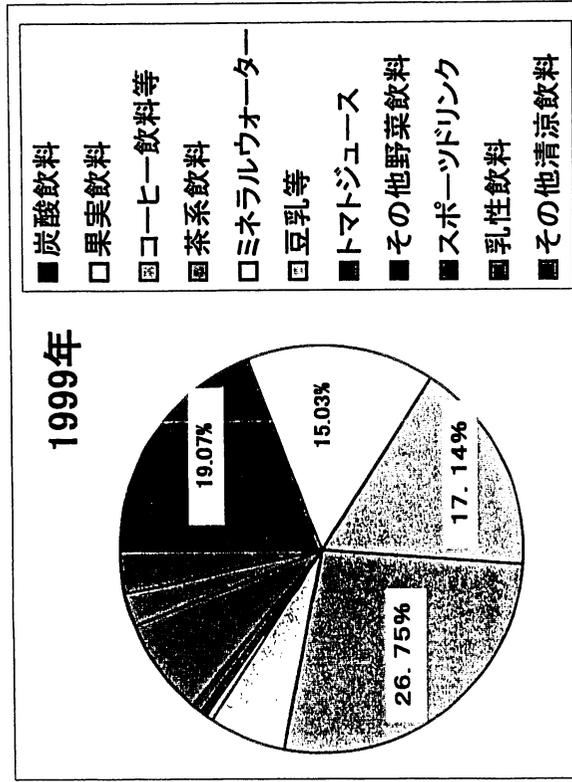
別表3 (続き)

改 正 案		現 行	
[略]	[略]	ポンカン	1 1
[略]	[略]	シイクワシャー	8
[略]	[略]	日本なし	8
[略]	[略]	西洋なし	1 1
[略]	[略]	かき	1 4
[略]	[略]	まるめろ	1 0
[略]	[略]	すもも	6
[略]	[略]	あんず	7
[略]	[略]	クランベリー	7
[略]	[略]	バナナ	2 3
[略]	[略]	パイナップル	9
[略]	[略]	キウイフルーツ	1 0
[略]	[略]	マンゴー	1 3
[略]	[略]	グアバ	8
[略]	[略]	パッションフルーツ	1 4
[削る。]	[削る。]	<u>その他の果実</u>	<u>6</u>
注：別表3以外の果実にあつては、果実の搾汁を製造した際の糖用屈折計示度を基準とする。ただし、別表4の果実を除く。		注：その他の果実にあつては別表4の果実を除く。	

(改正理由)

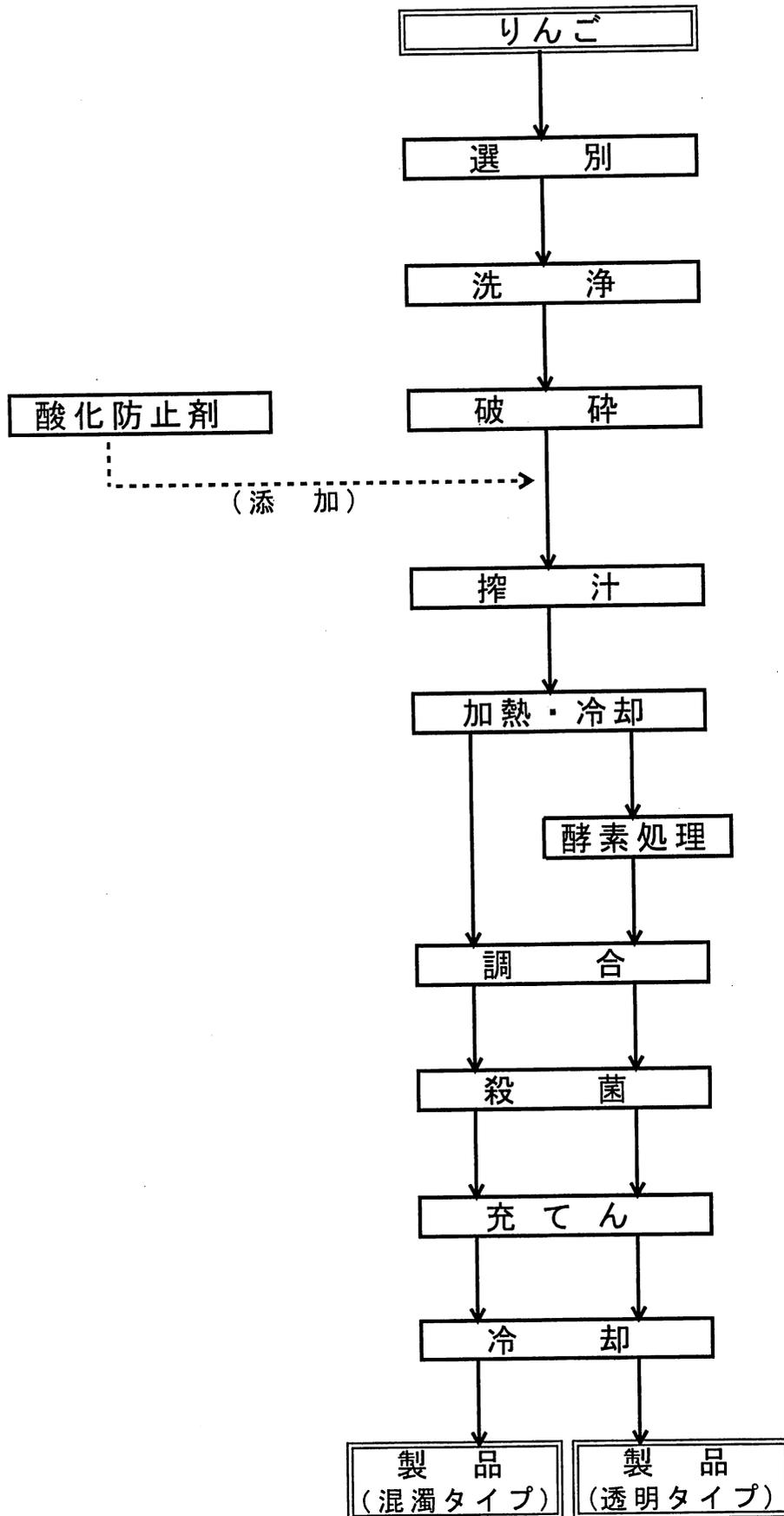
- ・個別に掲げている果実以外は、「その他の果実」と一括りにして基準値を1つ定めていたが、果実の種類の特徴をよりの確に反映させるため、その他の果実の基準値を削除し、果実の「搾汁時の糖用屈折計示度」の値を還元果汁の基準値とした。

各種飲料の生産量



	1999年	2003年
炭酸飲料	2,892,000	2,575,000
果実飲料	2,280,000	1,562,000
コーヒー飲料等	2,600,000	2,743,000
茶系飲料	4,057,000	4,959,000
ミネラルウォーター	956,400	1,133,000
豆乳等	45,500	128,000
トマトジュース	90,000	62,000
その他野菜飲料	154,000	202,000
スポーツドリンク	1,156,000	1,439,000
乳性飲料	446,000	515,000
その他清涼飲料	490,000	844,000
計	15,166,900	16,162,000

りんごジュース（ストレート）の製造工程



濃縮レモン	【略】
濃縮りんご	【略】
濃縮ぶどう	【略】
濃縮パイナップル	【略】
濃縮もも	【略】
果実ジュース	オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パイナップルジュース、ももジュース及びこれら以外の1種類の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10%未満のものに限る。）をいう。
うんしゅうみかんジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
パイナップルジュース	パイナップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。

濃縮レモン	レモンの濃縮果汁をいう。
濃縮りんご	りんごの濃縮果汁をいう。
濃縮ぶどう	ぶどうの濃縮果汁をいう。
濃縮パイナップル	パイナップルの濃縮果汁をいう。
濃縮もも	ももの濃縮果汁をいう。
オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の製品に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の割合が10%未満のものに限る。）をいう。
うんしゅうみかんジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
レモンジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
りんごジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ぶどうジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
パイナップルジュース	パイナップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
ももジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。

47

う。	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したものの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の割合が10%未満のものを除く。）をいう。	果実ミックスジュース
果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の製品に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。	果実・野菜ミックスジュース
果実の搾汁又は還元果汁のうち、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（2種類以上混合したものにあってはその合計、レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては別表4の酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準）の10%以上100%未満のものを使用したものであつて、果実の搾汁及び還元果汁の製品に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの製品に占める重量の割合を上回るものをいう。	果汁入り飲料	果汁入り飲料

(濃縮オレンジの規格)

第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
---	---	---	---

いう。	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したものの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの（みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加えたオレンジジュースであって、みかん類の原料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）に占める割合が10%未満のものを除く。）をいう。	果実ミックスジュース
果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等（以下「果粒」という。）を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（これを濃縮したもの又は濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを含む。以下「野菜汁」という。）を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料に占める重量の割合が50%を上回るものをいう。	果実・野菜ミックスジュース
次に掲げるものをいう。 1. 還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度（加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）が別表3の基準（レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について別表4の基準。2種類以上混合したものにあっては、糖用屈折計示度（加えられた酸の酸度を除く。）にみつ等の糖用屈折計示度を除く。）又は酸度（加えられた酸の酸度を除く。）について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計）の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの 2. 果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであつて、果実の搾汁の希釈に用いた水及び原材料の合計に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合が1又は2と 3. 希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が1又は2となるもの	果汁入り飲料	

(濃縮オレンジの規格)

第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
---	---	---	---

88

品質	糖用屈折計示度が11ブリックス度(以下「Bx」と略記する。)の還元果汁と したとき、以下の基準に適合していること。 1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色沢が良好であること。 3 さよう雑物がないこと。 20° Bx以上であること。
品位	糖用屈折計示度 [略]
	エタノール分 [削る。]
	精油分 [略]
	異物 [略]
	内容量 [略]
	食品添加物以外の材料 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] [削る。] 天然香料以外のもを使用していないこと
表示	一括表示事項 1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 名称(品名) (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) 賞味期限 (6) [略] (7) [略] [削る。] 2 [略] 3 [略] 4 1の(6)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの(紙栓をつけたものを除く。)又はポリエチレン製容器入りのもの(紙栓をつけたもの(5)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。)
表示の方法	1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

品質	糖用屈折計示度が11ブリックス度(以下「Bx」と略記する。)の還元果汁としたとき、第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。
品位	糖用屈折計示度 20° Bx以上であること。ただし、加えられた糖類の糖用屈折計示度を除く。
	エタノール分 糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、3g/k以下であること。
	加糖量 糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、加えられた糖類の製品に占める重量の割合が5%以下であること。
	精油分 糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、0.4ml/kg以下であること。
	異物 混入していないこと。
	内容量 表示量に適合していること。
	食品添加物以外の材料 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 オレンジの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 みかん類の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 3 糖類 食品添加物 香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないこと。
表示	一括表示事項 1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 原材料名 (3) 濃縮度 (4) 内容量 (5) 賞味期限(品質保持期限) (6) 保存方法 (7) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所 2 糖類を加えたもの(1)にあっては、1に規定するもののほか、加糖量を一括して表示してあること。 3 輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。 4 1の(5)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの(紙栓をつけたものを除く。)又はポリエチレン製容器入りのもの(紙栓をつけたもの(5)を除く。)又はポリエチレン製容器入りのもの(紙栓をつけたものを除く。)又はポリエチレン製容器入りのもの(紙栓をつけたもの(5)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。)
表示の方法	1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項及び同項の2の加糖量の表示は、次に規定する方法により行われていること。

49

- (1) 名称(品名)
「濃縮オレンジ」と記載すること。
- (2) 原材料名
使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。
[削る。]
- エ オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシヤー」等又はこれらに代えて「みかん類」と製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
[削る。]
- (3) [略]
- [削る。]
- (4) [略]
- イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

- (1) 品名
「濃縮オレンジ」と記載すること。ただし、糖類を加えたものにあつては、「濃縮オレンジ」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。
- (2) 原材料名
使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。
ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
イ オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシヤー」等又はこれらに代えて「みかん類」と記載すること。
ロ 糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖果糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
ハ 使用した糖類が2種類以上のもにあつては、(ロ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第5条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。
- (3) 濃縮度
「6.0倍」等と記載すること。ただし、濃縮の程度を糖用屈折計示度で「65°Bx」等と記載することができる。
(4) 加糖量
加えられた糖類の製品に占める重量の割合を「2.3%」等と記載すること。
(5) 内容量

内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム、キログラム又はトンの単位で、内容体積はミリリットル、リットル又はキロリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 賞味期限 (品質保持期限)
賞味期限 (品質保持期限) (容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。以下同じ。) を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限 (品質保持期限) までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。

- (イ) 平成10年4月1日
- (ロ) 10. 4. 1
- (ハ) 1998. 4. 1
- (ニ) 98. 4. 1
- (ホ) 100401
- (ヘ) 980401

イ 製造から賞味期限 (品質保持期限) までの期間が3月を超えるものにおいて、次に定めるところにより記載すること。

(イ) 次の例のいずれかにより記載すること。

- a 平成10年4月
- b 10. 4
- c 1998. 4
- d 98. 4
- e 1004
- f 9804

(イ) (イ)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(7) 保存方法

保存方法を次に定めるところにより記載すること。

ア 凍結してあるものにおいては、「保存温度〇〇℃以下」と記載すること。
 イ 凍結してあるもの以外においては、製品の特性に従って「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにおいては、常温で保存する旨を省略することができる。

2 一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。

その他の表示 一括表示事項の項に規定するもののほか、冷凍したものであって、原料用果実以外

(5) 賞味期限

賞味期限 (定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。) を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。

- (イ) 平成16年4月1日
- (ロ) 16. 4. 1
- (ハ) 2004. 4. 1
- (ニ) 04. 4. 1
- (ホ) 160401
- (ヘ) 040401

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにおいて、次に定めるところにより記載すること。

(イ) 次の例のいずれかにより記載すること。

- a 平成16年4月
- b 16. 4
- c 2004. 4
- d 04. 4
- e 1604
- f 0404

(イ) [略]

(6) [略]

2 一括表示事項の1及び2に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。

3 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305 (1962) に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

4 名称の事項名の表示については、「名称」に代えて「品名」と記載することができる。

[削る。]

[削る。]

事項及びその表示の方法	のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していいこと。 (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語 (2) 天然又は自然の用語 (3) 純正、ピュアその他純粋であることを示す用語 (4) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (5) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づき日本農林規格が制定されているもの（果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を除く。）にあつては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならぬ。ただし、輸入品の原材料として使用する場合やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとして使用することができる。

3 第1項の規格における品位の採点の基準は、次のとおりとする。

事項	採点の基準
色沢	1 色沢が優良なものは、5点とする。 2 色沢が良好なものは、4点とする。 3 色沢がおおむね良好なものは、3点とする。 4 色沢がやや劣るものは、2点とする。 5 色沢が劣るもの又は変色があるものは、1点とする。
香り	1 香りが優良なものは、5点とする。 2 香りが良好なものは、4点とする。 3 香りがおおむね良好なものは、3点とする。 4 香りがやや劣るものは、2点とする。 5 香りが劣るもの又は異臭があるものは、1点とする。
味	1 味が優良なものは、5点とする。 2 味が良好なものは、4点とする。 3 味がおおむね良好なものは、3点とする。 4 味がやや劣るものは、2点とする。 5 味が劣るもの又は異味があるものは、1点とする。

[削る。]	[削る。]
-------	-------

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、砂糖類、はちみつ等及び食品添加物（天然香料を除く。）を使用していないこととする。

[削る。]

区分	品位	基準
濃縮りんしゅうみかんの規格	糖用屈折計示度が9° B xの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること	1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。

(濃縮りんしゅうみかんの規格)

第4条 濃縮りんしゅうみかんの規格は、次のとおりとする。

区分	品位	基準
濃縮りんしゅうみかんの規格	糖用屈折計示度が9° B xの還元果汁としたとき、前条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	

糖用屈折計示度	2. 色沢が良好であること。 3. きょう雑物が少ないこと。
エタノール分	[略]
精油分	[略]
異物	[略]
内容量	[略]
食品添加物以外の原材料	[略]
食品添加物	天然香料以外のものを使用していないこと。
一括表示事項	前条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	前条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称(品名) 「濃縮うんしゅうみかん」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア うんしゅうみかんにあつては、「うんしゅうみかん」と記載すること。 イ [略] [削る。] [削る。]

糖用屈折計示度	18° Bx以上であること。
エタノール分	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、3g/k以下であること。
精油分	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、0.4ml/kg以下であること。
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
食品添加物以外の原材料	うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないこと。
一括表示事項	1. 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 原材料名 (3) 濃縮度 (4) 内容量 (5) 賞味期限(品質保持期限) (6) 保存方法 (7) 製造業者又は販売業者(輸入品にあつては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所 2. 前条第1項の規格の一括表示事項の3と同じ。 3. 前条第1項の規格の一括表示事項の4と同じ。 4. 前条第1項の規格の一括表示事項の5と同じ。
表示の方法	1. 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮うんしゅうみかん」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料にあつては、「うんしゅうみかん」と記載すること。 イ 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。 (3) 濃縮度 前条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。 (4) 内容量 前条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。

22

[削る。]	[削る。]

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、前条第2項の規定を準用する。

(濃縮グレープフルーツの規格)

第5条 濃縮グレープフルーツの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。 1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色次が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。 糖用屈折計示度 18° Bx以上であること。
エタノール分	[略]
[削る。]	[削る。]
精油分	[略]
異物	[略]
内容量	[略]
原材料	グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	天然香料以外のものを使用していないこと。
一括表示事項	[略]
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称(品名) 「濃縮グレープフルーツ」と記載すること。

(5) 賞味期限(品質保持期限) 前条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。	
(6) 保存方法 前条第1項の規格の表示の方法の1の(7)と同じ。	
2 一括表示事項の項の1及び2に規定する事項の表示は、別記様式により、答證若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。 前条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。	
その他の表示事項及びその表示の方法	
表示禁止事項	前条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

(濃縮グレープフルーツの規格)

第5条 濃縮グレープフルーツの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1.5点の項目がないこと。
糖用屈折計示度	18° Bx以上であること。ただし、加えられた糖類の糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、3g/kg以下であること。
加糖量	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、加えられた糖類の製品に占める重量の割合が5%以下であること。
精油分	糖用屈折計示度が9° Bxの還元果汁としたとき、0.3ml/kg以下であること。
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
原材料	食品添加物以外のもの以外のもを使用していないこと。 1 グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 糖類
食品添加物	香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないこと。
一括表示事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮グレープフルーツ」と記載すること。ただし、糖類を加えたものにあつては、「濃縮グレープフルーツ」の文字の次に括弧を付けて「加糖」と記載すること。

	(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア グレープフルーツにあっては、「グレープフルーツ」と記載すること。 イ [削る。] [削る。] [削る。] [略]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、第3条第2項の規定を準用する。

(濃縮レモンの規格)

第6条 濃縮レモンの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	酸度が4、5%の還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。 1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。
酸度	[略]
エタノール分	[略]
精油分	[略]
異物	[略]
内容量	[略]
原材料	[略]
食品添加物	天然香料以外のものを使用していないこと。

一括表示事項	第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称(品名) 「濃縮レモン」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。

	(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。 イ グレープフルーツにあっては、「グレープフルーツ」と記載すること。 (1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイの(1)と同じ。 (2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイの(2)と同じ。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
その他の表示事項及びその表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(濃縮レモンの規格)

第6条 濃縮レモンの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	酸度が4、5%の還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
酸度	無水クエン酸に換算して9%以上であること。
エタノール分	酸度が4、5%の還元果汁としたとき、3g/kg以下であること。
精油分	酸度が4、5%の還元果汁としたとき、0.5ml/kg以下であること。
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
原材料	レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないこと。

一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第4条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮レモン」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。

	ア レモンにあつては、「レモン」と記載すること。
[削る。]	イ [略]
[削る。]	[削る。]

2. 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、第3条第2項の規定を準用する。

(濃縮りんごの規格)

第7条 濃縮りんごの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が10° Bxの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。 1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物が少ないこと。
糖用屈折計示度	[略]
エタノール分	[略]
揮発性酸度	[略]
異物	[略]
内容量	[略]
原食品添加物以外の材料	[略]
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 天然香料
一括表示事項	第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称(品名) 「濃縮りんご」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア りんごにあつては、「りんご」と記載すること。 イ [略]

	ア 食品添加物以外の原材料にあつては、「レモン」と記載すること。
	イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の②のイと同じ。
その他の表示事項及びその表示の方法	第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

(濃縮りんごの規格)

第7条 濃縮りんごの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が10° Bxの還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
糖用屈折計示度	20° Bx以上であること。
エタノール分	糖用屈折計示度が10° Bxの還元果汁としたとき、5g/kg以下であること。
揮発性酸度	糖用屈折計示度が10° Bxの還元果汁としたとき、酢酸に換算して0.4g/kg以下であること。
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
原食品添加物以外の材料	りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 2 香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)
一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第4条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮りんご」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料にあつては、「りんご」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の②のイと同じ。

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

2. 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、砂糖類、はちみつ等及び食品添加物（酸化防止剤（L-アスコルビン酸又はL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。）及び天然香料を除く。）を使用していないこと。

(濃縮ぶどうの規格)

第8条 濃縮ぶどうの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
品質	品位	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。 1. 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2. 色沢が良好であること。 3. きよ雑物がないこと。	
	糖用屈折計示度	[略]	
	エタノール分	[略]	
	揮発性酸度	[略]	
	異物	[略]	
	内容量	[略]	
原材料	食品添加物以外の原材料	[略]	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1. 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 2. 天然香料	

一括表示事項	第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称（品名） 「濃縮ぶどう」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア ぶどうにあっては、「ぶどう」と記載すること。 イ [略]

第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。

その他の表示事項及びその表示の方法	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

(濃縮ぶどうの規格)

第8条 濃縮ぶどうの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
品質	品位	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	
	糖用屈折計示度	30° Bx以上であること。	
	エタノール分	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、5g/kg以下であること。	
	揮発性酸度	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、酢酸に換算して0.4g/kg以下であること。	
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示量に適合していること。	
原材料	食品添加物以外の原材料	ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。	
	食品添加物	香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）以外のものを使用していないこと。	

一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第4条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮ぶどう」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料にあっては、「ぶどう」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

5

その他の表示 事項及びその 表示の方法	[削る。]
表示禁止事項	[削る。]

第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。
第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2. 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、前条第2項の規定を準用する。

区分	基準	準
品位	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。	
糖用屈折計示度	<ol style="list-style-type: none"> 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 色沢が良好であること。 きょう雑物が少ないこと。 	
エタノール分	27° Bx以上であること。	
異物	[削る。]	
内容量	[略]	
原材料	食品添加物以外の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。	
食品添加物	天然香料以外のものを使用していないこと。	
一括表示事項	[略]	
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。	
	(1) 名称 (品名) 「濃縮パイナップル」と記載すること。	
	(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。	
	ア パイナップルにあっては、「パイナップル」と記載すること。	
	[削る。]	

区分	基準	準
品位	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	
糖用屈折計示度	27° Bx以上であること。ただし、加えられた糖類の糖用屈折計示度を除く。	
エタノール分	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、3g/kg以下であること。	
加糖量	糖用屈折計示度が11° Bxの還元果汁としたとき、加えられた糖類の製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。	
異物	混入していないこと。	
内容量	表示量に適合していること。	
原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	
食品添加物	<ol style="list-style-type: none"> パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 糖類 	
食品添加物	香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないこと。ただし、糖類を使用しないものにあつては、酸味料(クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リネンゴ酸ナトリウムに限る。)を使用することができる。	
一括表示事項	第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。	
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。	
	(1) 品名 「濃縮パイナップル」と記載すること。ただし、糖類を加えたものにあつては、「濃縮パイナップル」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。	
	(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。	
	ア 食品添加物以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。	
	(イ) パイナップルにあっては、「パイナップル」と記載すること。	

85

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
イ 第3条の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。	イ 第3条の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、第3条第2項の規定を準用する。

(濃縮ももの規格)

第10条 濃縮ももの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が8° Bxの還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。 1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物が少ないこと。
糖用屈折計示度	[略]
エタノール分	[略]
異物	[略]
内容量	[略]
原 材 料	[略]
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 天然香料
一括表示事項	第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 (品名) 「濃縮もも」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア ももにあつては、「もも」と記載すること。 イ [略]
[削る。]	[削る。]

(イ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)と同じ。	(イ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)と同じ。
(ウ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(ウ)と同じ。	(ウ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(ウ)と同じ。
イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。	イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。	第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。
第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(濃縮ももの規格)

第10条 濃縮ももの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	糖用屈折計示度が8° Bxの還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
糖用屈折計示度	16° Bx以上であること。
エタノール分	糖用屈折計示度が8° Bxの還元果汁としたとき、3g/kg以下であること。
異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
原 材 料	ももの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁以外のものを使用していないこと。
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸化防止剤 2 香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)
一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	第4条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「濃縮もも」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料にあつては、「もも」と記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
その他の表示事項及びその	第3条第1項の規格のその他の表示事項及びその表示の方法と同じ。

[削る。]		[削る。]
2. 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、第7条第2項の規定を準用する。		
(濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パイナップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格)		
第11条 濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パイナップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格は、次のとおりとする。		
区	分	準
品	位	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準まで希釈した還元果汁としたとき、以下の基準に適合していること。
質		1 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。
		2 色沢が良好であること。
		3 さよう雑物が少ないこと。
	糖用屈折計示度	別表1の果実(オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パイナップル及びびもを除く。)にあつては、別表1のそれぞれの基準以上であること。ただし、2種類以上の果実(別表2の果実を除く。)を使用したものにあつては、別表1のそれぞれの糖用屈折計示度の基準値に果実の配合割合を乗じて得られた数値の合計値以上であること。
	酸度	[略]
	エタノール分	[略]
	[削る。]	[削る。]
	精油分	[略]
	異物	[略]
	内容量	[略]
原	食品添加物以外の材料	果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁(1種類の果実を使用する場合には、オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びびもに係るものを除く。)以外のものを使用していないこと。
料	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸化防止剤(西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。)

表示の方法		第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
表示禁止事項		
(濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パイナップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格)		
第11条 濃縮オレンジ、濃縮うんしゅうみかん、濃縮グレープフルーツ、濃縮レモン、濃縮りんご、濃縮ぶどう、濃縮パイナップル及び濃縮もも以外の濃縮果汁の規格は、次のとおりとする。		
区	分	準
品	位	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準まで希釈した還元果汁としたとき、第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
質		
	糖用屈折計示度	別表1の果実(オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パイナップル及びびもを除く。)にあつては、別表1のそれぞれの基準以上(加えられた種類の糖用屈折計示度を除く。)であること。ただし、2種類以上の果実(別表2の果実を除く。)を使用したものにあつては、別表1のそれぞれの糖用屈折計示度の基準値に果実の配合割合を乗じて得られた数値の合計値以上であること。
	酸度	別表2の果実(レモンを除く。)にあつては、無水クエン酸に換算して、別表2のそれぞれの基準以上であること。ただし、2種類以上の果実(別表2の果実に限る。)を使用したものにあつては、別表2のそれぞれの酸度の基準値に果実の配合割合を乗じて得られた数値の合計値以上であること。
	エタノール分	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準まで希釈した還元果汁としたとき、3g/kg以下であること。
	加糖量	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準まで希釈した還元果汁としたとき、加えられた種類の製品の重量の割合が2.5%以下であること。
	精油分	かんきつ類の濃縮果汁にあつては、別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準まで希釈した還元果汁としたとき、0.4m1/kg以下であること。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示量に適合していること。
原	食品添加物以外の材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。
料	食品添加物	1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁(1種類の果実を使用する場合には、オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びびもに係るものを除く。) 2 糖類 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム

		<p>2 2-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>天然香料</p> <p>第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>使用した果実の種類が1種類のものにあつては、「濃縮○○」と記載し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては、「濃縮混合果汁」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 使用した果実の種類が1種類のものにあつては「いよかん」、「日本なし」、「グアバ」、「ライム」等とその最も一般的な名称を記載し、使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては果実の種類の商品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、その割合を合わせて記載すること。</p> <p>[削る。]</p> <p>イ [略]</p>
表	一括表示事項	
示	表示の方法	

2 使用する濃縮果汁及び還元果汁については、第7条第2項の規定を準用する。

(オレンジジュースの規格)

第12条 オレンジジュースの規格は、次のとおりとする。

区	分	基準	
		オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
「削る。	品位	1. 固有の芳香及び風味を有しており、かつ、異味異臭がないこと。 2. 色沢が良好であること。 3. きょう雑物が少ないこと。	[略]

		<p>2 香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)</p> <p>第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>使用した果実の種類が1種類のものにあつては、「濃縮○○」と記載し、「○○」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては、「濃縮混合果汁」と記載すること。ただし、糖類を加えたものにあつては、「濃縮○○」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(イ) 使用した果実の種類が1種類のものにあつては「いよかん」、「日本なし」、「グアバ」、「ライム」等とその最も一般的な名称を記載し、使用した果実の種類が2種類以上のものにあつては果実の種類の商品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、その割合を合わせて記載すること。</p> <p>(ロ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(イ)と同じ。</p> <p>(ハ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(ロ)と同じ。</p> <p>イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(イ)と同じ。</p>
表	一括表示事項	
示	表示の方法	
	その他の表示事項及びその表示の方法	
	表示禁止事項	

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(オレンジジュースの規格)

第12条 オレンジジュースの規格は、次のとおりとする。

区	分	基準	
		オレンジジュース (ストレート)	オレンジジュース
「削る。	品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	同左

糖用屈折計示度	10° Bx以上であること。	果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上20° Bx未満、それ以外のものにあつては11° Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びびはちみつの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びびはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
精油分	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 [略] 3 砂糖類及びびはちみつ
食品添加物	使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 天然香料 2 [略] 3 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、B6、ビタミンB12、ビタミンD、ビタミンE及び薬酸
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]		

糖用屈折計示度	10° Bx以上20° Bx未満であること。	果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上20° Bx未満、それ以外のものにあつては11° Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びびはちみつの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	3g/k以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びびはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
精油分	0.4ml/k以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原材料	食品添加物以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 オレンジの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 みかん類の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 3 糖類及びびはちみつ
食品添加物	二酸化炭素以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 2 二酸化炭素 3 強化剤 栄養改善法施行規則 (昭和27年厚生省令第37号) 第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
表示事項	一括表示事項	1 次の事項を一括して表示してあること。 (1) 品名 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限 (品質保持期限) (5) 保存方法 (6) 製造業者又は販売業者 (輸入品にあつては、輸入業者) の氏名又は名称及び住所

62

	<p>2 希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものにあつては、その使用方法を一括して表示してあること。</p> <p>3 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示してあること。</p> <p>4 1の(4)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、省略することができる。</p> <p>5 1の(5)に掲げる事項については、ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものにあつては、4の規定により1の(4)に掲げる事項を省略する場合には、省略することができる。</p> <p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 オレンジの果実の搾汁のみを使用したもの（二酸化炭素を使用したものを含む。）にあつては、「オレンジジュース（ストレート）」と、濃縮オレンジの還元果汁を使用したものにあつては「オレンジジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「オレンジジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては「オレンジジュース（濃縮還元）」又は「オレンジジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのオレンジジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りオレンジジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(イ) オレンジにあつては「オレンジ」と、みかん類にあつては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシヤー」等又はこれらに代えて「みかん類」と記載し、はちみつにあつては「はちみつ」と記載すること。</p> <p>(ロ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイの(イ)と同じ。</p> <p>(ハ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイの(ロ)と同じ。</p> <p>イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、規則第5条第1項第1号ホ及び第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。</p> <p>(3) 内容量 内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム</p>
[削る。]	[削る。]

83

	<p>ムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(4) 賞味期限 (品質保持期限) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法 保存方法を次に定めることにより記載すること。</p> <p>ア 紙栓をつけたガラス瓶入りのもの又は凍結してあるものにあつては、「保存温度〇〇℃以下」と記載すること。</p> <p>イ 紙栓をつけたガラス瓶入りのもの又は凍結してあるもの以外のものにあつては、製品の特性に従つて「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>2 一括表示事項の項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。ただし、印刷入りオレンジジュースに係る表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであつて、印刷入りオレンジジュース以外のオレンジジュースにあつては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、「印刷入りオレンジジュース」にあってはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 濃縮オレンジの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>	<p>その他の表示事項及びその表示の方法</p> <p>表示禁止事項</p> <p>次に掲げる事項は、これを表示していいないこと。</p> <p>(1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語</p> <p>(2) 天然又は自然の用語</p> <p>(3) 純正、ピュアその他純粋であることを示す用語 (原材料に果実の搾汁及び香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 以外のものを使用していないものに表示する場合を除く。)</p> <p>(4) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(5) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示</p>	<p>2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</p> <p>(うんしゅうみかんジュースの規格)</p> <p>第13条 うんしゅうみかんジュースの規格は、次のとおりとする。</p>
<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p> <p>(うんしゅうみかんジュースの規格)</p> <p>第13条 うんしゅうみかんジュースの規格は、次のとおりとする。</p>

64

準

基

準

基

区	分	うんしゅうみかんジュース (ストレート)	うんしゅうみかんジュース
「削る。」	品位	前条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
	糖用屈折計示度	9° Bx以上であること。	9° Bx以上18° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ ¹ の糖用屈折計示度を除く。
	エタノール分	[略]	[略]
	加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつ ¹ の製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
	精油分	[略]	[略]
	異物	[略]	[略]
	内容量	[略]	[略]
	食品添加物以外の原材料	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ
	食品添加物	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 天然香料 2 二酸化炭素 3 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
	[削る。]	[削る。]	[削る。]

区	分	うんしゅうみかんジュース (ストレート)	うんしゅうみかんジュース
「削る。」	品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。	同左
	糖用屈折計示度	9° Bx以上18° Bx未満であること。	9° Bx以上18° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ ¹ の糖用屈折計示度を除く。
	エタノール分	3g/k以下であること。	同左
	加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びはちみつ ¹ の製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
	精油分	0.4ml/k以下であること。	同左
	異物	混入していないこと。	同左
	内容量	表示量に適合していること。	同左
	食品添加物以外の原材料	うんしゅうみかんの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 1 うんしゅうみかんの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びはちみつ	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 2 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
	食品添加物	使用していないこと。	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 2 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
	一括表示事項	前条第1項の規格の一括表示事項と同じ。	前条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

65

<p>縮還元)」又は「うんしゅうみかんジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのうんしゅうみかんジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りうんしゅうみかんジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(イ) うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、はちみつにあつては「はちみつ」と記載すること。</p> <p>(1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)と同じ。</p> <p>(イ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)と同じ。</p> <p>イ 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p> <p>(3) 内容量</p> <p>前条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) 賞味期限（品質保持期限）</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>前条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。</p> <p>2 前条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしていること。ただし、印刷瓶入りうんしゅうみかんジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5. 5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p>	<p>その他の表示 事項及びその 表示の方法</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであつて、印刷瓶入りうんしゅうみかんジュース以外のうんしゅうみかんジュースにあつては送り状又は商品名を表す文字の次に若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入りうんしゅうみかんジュースにあつてはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 濃縮うんしゅうみかんの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>	<p>表示禁止事項</p> <p>前条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</p>
--	---	--

(グレープフルーツジュースの規格)

第14条 グレープフルーツジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	グレープフルーツジュース (ストレート)	グレープフルーツジュース
「削る。」	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
糖用屈折計示度	9° Bx以上であること。	9° Bx以上18° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
精油分	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ
食品添加物	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 天然香料 2 二酸化炭素 3 強化剤 重鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
「削る。」	[削る。]	[削る。]
「削る。」	[削る。]	[削る。]

(グレープフルーツジュースの規格)

第14条 グレープフルーツジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	グレープフルーツジュース (ストレート)	グレープフルーツジュース
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示度	9° Bx以上18° Bx未満であること。	9° Bx以上18° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	3g/k以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
精油分	0.3ml/k以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原材料	食品添加物以外のものを除く。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 グレープフルーツの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びはちみつ
食品添加物	使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 香料(動植物物から得られたもの又はその混合物に限る。) 2 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
「削る。」	[削る。]	[削る。]
「削る。」	[削る。]	[削る。]

第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
第12条第1項の規格の一括表示事項の1(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
(1) 品名
グレープフルーツの果実の搾汁のみを使用したものにあつては、「グレープフルーツジュース(ストレート)」と、濃縮グレープフルーツの還元果汁を使用

	<p>用したものにあっては「グレープフルーツジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「グレープフルーツジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「グレープフルーツジュース（濃縮還元）」又は「グレープフルーツジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) <u>原材料名</u> 使用した原材料をそれぞれ及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのグレープフルーツジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りグレープフルーツジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(7) <u>グレープフルーツ</u>にあつては「グレープフルーツ」と、はちみつにあつては「はちみつ」と記載すること。</p> <p>(1) <u>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(1)と同じ。</u> (4) <u>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(4)と同じ。</u> イ <u>第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</u></p> <p>(3) <u>内容量</u> 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) <u>賞味期限（品質保持期限）</u> 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) <u>保存方法</u> 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。</p> <p>2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしていること。ただし、印刷瓶入りグレープフルーツジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p>
<p>[削る。]</p>	<p>その他の表示 事項及びその 表示の方法</p> <p>[削る。]</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであつて、印刷瓶入りグレープフルーツジュース以外のグレープフルーツジュースにあつては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入りグレープフルーツジュースにあつてはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 濃縮グレープフルーツの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>

88

[削る。] [削る。] [削る。]

(レモンジュースの規格)

第15条 レモンジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	レモンジュース (ストレート)	レモンジュース
品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
糖用屈折計示度	[略]	6° Bx以上であること。ただし、加えられた砂糖類及びびはちみつの糖用屈折計示度を除く。
酸度	無水クエン酸に換算して4.5%以上であること。	無水クエン酸に換算して4.5%以上9%未満であること。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びびはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
精油分	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原食品添加物以外の原材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びびはちみつ 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 天然香料 2 二酸化炭素 3 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
食品添加物	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 天然香料 2 二酸化炭素 3 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
[削る。]	[削る。]	[削る。]

69

表示禁止事項 前条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(レモンジュースの規格)

第15条 レモンジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	レモンジュース (ストレート)	レモンジュース
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示度	6° Bx以上であること。	6° Bx以上であること。ただし、加えられた砂糖類及びびはちみつの糖用屈折計示度を除く。
酸度	無水クエン酸に換算して4.5%以上9%未満であること。	同左
エタノール分	3g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びびはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
精油分	0.5ml/kg以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原食品添加物以外の原材料	レモンの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 1 レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びびはちみつ	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 レモンの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びびはちみつ
食品添加物	使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 香料(動植物物から得られたもの又はその混合物に限る。) 2 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
一括表示事項	第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。	第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

[判る。]

[判る。]

示 表示の方法

1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名

レモンの果実の搾汁のみを使用したものにおいては「レモンジュース（ストレート）」と、濃縮レモンの還元果汁を使用したものにおいては「レモンジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにおいては「レモンジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにおいては、「レモンジュース（濃縮還元）」又は「レモンジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。

(2) 原材料名

使用した原材料をそれぞれ及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのレモンジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りレモンジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料においては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(イ) レモンにおいては「レモン」と、はちみつにおいては「はちみつ」と記載すること。

(ロ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(イ)と同じ。

(ハ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(ロ)の(イ)と同じ。

イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(イ)と同じ。

(3) 内容量

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。

(5) 保存方法

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。

2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしていること。ただし、印刷瓶入りレモンジュースに係る表示に用いる文字は、「JISZ8305」に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とするこ

その他の表示
事項及びその
表示の方法

[判る。]

[判る。]

一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。
1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入りレモンジュース以外のレモンジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入りレモンジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。
2 濃縮レモンの還元果汁を使用したものにおいては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃

	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	

2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(りんごジュースの規格)

第16条 りんごジュースの規格は、次のとおりとする。

区	基準	
	りんごジュース (ストレート)	りんごジュース
品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
糖用屈折計示度	10° Bx以上であること。	10° Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ一つの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
揮発性酸度	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 [略]
食品添加物	酸化防止剤（L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。） 以外のものを使用していないこと。	2 砂糖類及びはちみつ 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料（砂糖類及びはちみつを使用しないものに限る。） クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 [略]
		3 天然香料

	縮還元」と記載すること。
	3 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。
	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(りんごジュースの規格)

第16条 りんごジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	りんごジュース (ストレート)	りんごジュース
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示度	10° Bx以上20° Bx未満であること。	10° Bx以上20° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ一つの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	5g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
揮発性酸度	酢酸に換算して0.4g/kg以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原材料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 りんごの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びはちみつ
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 2 二酸化炭素	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 3 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。）

4 [略]
5 強化剤
亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩
マグネシウム塩、ナイアシン、パン
トテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビ
タミンB1、ビタミンB2、ビタミン
B6、ビタミンB12、ビタミンC、
ビタミンD、ビタミンE及び葉酸

4 二酸化炭素
5 強化剤
栄養改善法施行規則（昭和27年厚
生省令第37号）第11条に規定する
栄養成分の強化を目的として使用する
もの

[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

- (1) 品名
りんごの果実の搾汁のみを使用したもの（L-アスコルビン酸若しくはL-アスコルビン酸ナトリウム又は二酸化炭素を使用したものを含む。）にあっては「りんごジュース（ストレート）」と、濃縮りんごの還元果汁を使用したものにあっては「りんごジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「りんごジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「りんごジュース（濃縮還元）」又は「りんごジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては品名の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。
- (2) 原材料名
使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのりんごジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りりんごジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(1) りんごにあつては「りんご」と、はちみつにあつては「はちみつ」と記載すること。

(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)と同じ。

(3) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(4)と同じ。

イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

(3) 内容量
第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

(4) 賞味期限（品質保持期限）
第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。

(5) 保存方法
第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。

2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

[削る。]

(ぶどうジュースの規格)

第17条 ぶどうジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ぶどうジュース (ストレート)	ぶどうジュース
品 位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
糖用屈折計示 度	11° Bx以上であること。	11° Bx以上30° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ一つの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
揮発性酸度	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
食品添加 物以外の 原材料	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ

その他の表示 事項及びその 表示の方法	一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。 1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入りりんごジュース以外のりんごジュースには送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大ききの2/3以上の大ききの文字により、印刷瓶入りりんごジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。 2 濃縮りんごの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大ききの2/3以上の大ききの文字により「濃縮還元」と記載すること。 3 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。
表示禁止事項	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(ぶどうジュースの規格)

第17条 ぶどうジュースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	ぶどうジュース (ストレート)	ぶどうジュース
品 位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示 度	11° Bx以上30° Bx未満であること。	11° Bx以上30° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ一つの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	5g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
揮発性酸度	酢酸に換算して0.4g/kg以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
食品添加 物以外の 原材料	ぶどうの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 1 ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びはちみつ	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁 2 砂糖類及びはちみつ

食品添加物	<p>酸化防止剤（L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。） 以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料（砂糖類又ははちみつを使用しないものに限る。） クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>3 天然香料</p> <p>4 [略]</p> <p>5 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</p>	[削る。]	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。） 3 二酸化炭素 4 強化剤 栄養改蓋法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</p>
食品添加物	<p>二酸化炭素以外のものを使用していないこと。</p>	[削る。]	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。） 3 二酸化炭素 4 強化剤 栄養改蓋法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</p>
食品添加物	<p>酸化防止剤（L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。） 以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料（砂糖類又ははちみつを使用しないものに限る。） クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>3 天然香料</p> <p>4 [略]</p> <p>5 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</p>	[削る。]	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。） 3 二酸化炭素 4 強化剤 栄養改蓋法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</p>
食品添加物	<p>二酸化炭素以外のものを使用していないこと。</p>	[削る。]	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。） 3 二酸化炭素 4 強化剤 栄養改蓋法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</p>

74

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

(パイナップルジュースの規格)

第18条 パイナップルジュースの規格は、次のとおりとする。

基準	
区分	パイナップルジュース
品質	[略]
糖用屈折計示度	10° Bx以上であること。 果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上27° Bx未満、それ以外のものにあつては11° Bx以上27° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖

その他の表示事項及びその表示の方法	<p>載すること。</p> <p>(1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(1)と同じ。</p> <p>(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p> <p>イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p> <p>(3) 内容量</p> <p>第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) 賞味期限 (品質保持期限)</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。</p> <p>2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷瓶入りぶどうジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8330に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであつて、印刷瓶入りぶどうジュース以外のぶどうジュースにあつては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付けて当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入りぶどうジュースにあつてはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 濃縮ぶどうの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>
表示禁止事項	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。	

(パイナップルジュースの規格)

第18条 パイナップルジュースの規格は、次のとおりとする。

基準	
区分	パイナップルジュース
品質	パイナップルジュース (ストレート)
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
糖用屈折計示度	10° Bx以上27° Bx未満であること。 果実の搾汁の重量の割合が還元果汁の重量の割合を上回るものにあつては10° Bx以上27° Bx未満、それ以外のものにあつては11° Bx以上27° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖

糖類及びはちみつ等の糖用屈折計示度を除く。		
エタノール分	[略]	
加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつ等の製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
異物	[略]	
内容量	[略]	
原	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
食品添加	[略]	1 [略]
物以外の	[略]	2 砂糖類及びはちみつ
材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
原	[略]	1 [略]
材料	[略]	2 酸味料(砂糖類又ははちみつを使用しないものに限る。)
料	[略]	クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム
	[略]	3 天然香料
	[略]	4 [略]
	[略]	5 強化剤
	[略]	亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]

糖類及びはちみつ等の糖用屈折計示度を除く。		
エタノール分	3g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	糖類及びはちみつ等の製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原	パイナップルの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
食品添加		1 パイナップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁
物以外の		2 糖類及びはちみつ
材料		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
原		1 増粘安定剤
材料		ペクチン
料		2 酸味料
		クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム
		3 香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)
		4 二酸化炭素
		5 強化剤
		栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
		第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
一括表示事項		第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
表示の方法		(1) 品名 パイナップルの果実のみを使用したもの(ペクチンを使用したものを含む。)にあっては「パイナップルジュース(ストレート)」と、濃縮パイナップルの還元果汁を使用したものにあつては「パイナップルジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「パイナップルジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「パイナップルジュース(濃縮還元)」又は「パイナップルジュース」の文字の次

	<p>に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのパインアップルジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りパインアップルジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(7) パインアップルにあっては「パインアップル」と、はちみつにあっては「はちみつ」と記載すること。</p> <p>(4) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)と同じ。</p> <p>(4) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(ウ)と同じ。</p> <p>イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p> <p>(3) 内容量 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) 賞味期限（品質保持期限） 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に示してあること。ただし、印刷瓶入りパインアップルジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5. 5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入りパインアップルジュース以外のパインアップルジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさと文字により、印刷瓶入りパインアップルジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 濃縮パインアップルの還元果汁を使用したものにおいて、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにおいて、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p> <p>表示禁止事項 第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。</p> <p>2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。</p>
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

(ももジュースの規格)

77

第19条 ももジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	ももジュース (ストレート)	ももジュース
品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。 [略]	[略]
糖用屈折計示度	8° Bx以上であること。	8° Bx以上16° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつ一つの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原材	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。
食品添加物以外の原材料	[略]	1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ 次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸味料 (砂糖類又ははちみつを使用しないものに限る。) クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 [略] 3 天然香料 4 二酸化炭素 5 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸
食品添加物	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 3 香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 4 強化剤 栄養改善法施行規則 (昭和27年厚生省令第37号) 第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
[判る。]	[判る。]	[判る。]

第19条 ももジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	
	ももジュース (ストレート)	ももジュース
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示度	8° Bx以上16° Bx未満であること。	8° Bx以上16° Bx未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びはちみつの糖用屈折計示度を除く。
エタノール分	3g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原材	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 もも果実の搾汁、濃縮果汁及び選元果汁 2 砂糖類及びはちみつ
食品添加物	酸化防止剤 (L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。) 以外のもを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 3 香料 (動植物から得られたもの又はその混合物に限る。) 4 強化剤 栄養改善法施行規則 (昭和27年厚生省令第37号) 第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
一括表示事項	第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。	第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

削る。]

表示の方法

1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名

ももの果実の搾汁のみを使用したもの（L-アスコルビン酸若しくはL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあつては「ももジュース（ストレート）」と、濃縮ももの還元果汁を使用したものにあつては「ももジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあつては「ももジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「ももジュース（濃縮還元）」又は「ももジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。

(2) 原材料名

使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りのももジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入りももジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料にあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(イ) ももにあつては「もも」と、はちみつにあつては「はちみつ」と記載すること。

(1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(イ)と同じ。

(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(ロ)と同じ。

イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

(3) 内容量

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。

(5) 保存方法

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。

2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷瓶入りももジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5、5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

その他の表示
事項及びその
表示の方法

[削る。]

[削る。]

一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。
1 糖類又ははちみつを加えたものであつて、印刷瓶入りももジュース以外のももジュースにあつては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入りももジュースにあつてはふたに、「加糖」と記載すること。

2 濃縮ももの還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮

[削る。]	[削る。]
-------	-------

[削る。]

(オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース及びびももジュース以外の1種類の果実を使用した果実ジュースの規格)

第20条 オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース及びびももジュース以外の1種類の果実を使用した果実ジュース (以下「果実ジュース」という。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	果実ジュース (ストレート)	果実ジュース
品 位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]
糖用屈折計示 度	別表1の果実 (オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パインアップル及びびももを除く。) にあつては、別表3のそれぞれの基準以上であること。	別表1の果実 (オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パインアップル及びびももを除く。) にあつては、別表3のそれぞれの基準以上、別表1のそれぞれの基準未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びびもも一つの糖用屈折計示度を除く。
酸 度	別表2の果実 (レモンを除く。) にあつては、無水クエン酸に換算して、別表4のそれぞれの基準以上であること。	[略]
エタノール分	[略]	[略]
加糖量	[略]	砂糖類及びびもも一つの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
精油分	[略]	[略]
異物	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]
原 材 料	[略]	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略]

表示禁止事項	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
--------	-----------------------

2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース及びびももジュース以外の1種類の果実を使用した果実ジュースの規格)

第20条 オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、パインアップルジュース及びびももジュース以外の1種類の果実を使用した果実ジュース (以下「果実ジュース」という。) の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	果実ジュース (ストレート)	果実ジュース
品 位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	同左
糖用屈折計示 度	別表1の果実 (オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パインアップル及びびももを除く。) にあつては、別表3のそれぞれの基準以上、別表1のそれぞれの基準未満であること。	別表1の果実 (オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、りんご、ぶどう、パインアップル及びびももを除く。) にあつては、別表3のそれぞれの基準以上、別表1のそれぞれの基準未満であること。ただし、加えられた砂糖類及びびもも一つの糖用屈折計示度を除く。
酸 度	別表2の果実 (レモンを除く。) にあつては、無水クエン酸に換算して、別表4のそれぞれの基準以上、別表2のそれぞれの基準未満であること。	別表2の果実 (レモンを除く。) にあつては、無水クエン酸に換算して、別表4のそれぞれの基準以上、別表2のそれぞれの基準未満であること。ただし、加えられた酸の酸度を除く。
エタノール分	3g/kg以下であること。	同左
加糖量	加えていないこと。	砂糖類及びびもも一つの製品に占める重量の割合が2.5%以下であること。
精油分	かんきつ類の果実を使用したのものにあつては、0.4ml/kg以下であること。	同左
異物	混入していないこと。	同左
内容量	表示量に適合していること。	同左
原 材 料	食品添加物以外の材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁

3. 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。

20

	<p>く。)以外のものを使用していないこと。</p>	<p>(オレンジ、うんしゅうみかん、グレープフルーツ、レモン、りんご、ぶどう、パイナップル及びびもを除く。)</p> <p>2 糖類及びはちみつ</p>
食品添加物	<p>使用していないこと。ただし、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものにあつては、酸化防止剤(L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムに限る。)以外のものを使用していないこと。</p>	<p>2 砂糖類及びはちみつ</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 酸味料(かんきつ類又はうめ以外の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。)</p> <p>クエン酸、DL-リンゴ酸及びD,L-リンゴ酸ナトリウム</p> <p>2 [略]</p> <p>3 天然香料</p> <p>4 二酸化炭素</p> <p>5 強化剤</p> <p>亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、B6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</p>
食品添加物	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p>	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>果実の搾汁のみを使用したもの(西洋なし、日本なし及びバナナにあつては、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあつては「〇〇ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「〇〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「〇〇ジュース(濃縮還元)」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p>
一括表示事項	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p>	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>果実の搾汁のみを使用したもの(西洋なし、日本なし及びバナナにあつては、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあつては「〇〇ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「〇〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「〇〇ジュース(濃縮還元)」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p>
表示方法	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p>	<p>第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>果実の搾汁のみを使用したもの(西洋なし、日本なし及びバナナにあつては、L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあつては「〇〇ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「〇〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「〇〇ジュース(濃縮還元)」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名</p>

81

	<p>使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りの果実ジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実ジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(7) 「いよかん」、「日本なし」等と使用した果実の最も一般的な名称を記載し、はちみつにあっては「はちみつ」と記載すること。</p> <p>(1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)と同じ。</p> <p>(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(2)と同じ。</p> <p>イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p> <p>(3) 内容量 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) 賞味期限（品質保持期限） 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。</p> <p>2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷瓶入り果実ジュースに係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5、5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入り果実ジュース以外の果実ジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入り果実ジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>
その他の表示事項及びその表示の方法	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
表示禁止事項	第12条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。	

(果実ミックスジュースの規格)

第21条 果実ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1379 118 1403 526">分</td> <td data-bbox="1403 118 1450 526">果実ミックスジュース (ストレート)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 526 1403 1108">分</td> <td data-bbox="1403 526 1450 1108">果実ミックスジュース (ストレーツ)</td> </tr> </table>	分	果実ミックスジュース (ストレート)	分	果実ミックスジュース (ストレーツ)
分	果実ミックスジュース (ストレート)				
分	果実ミックスジュース (ストレーツ)				

(果実ミックスジュースの規格)

第21条 果実ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1379 1142 1403 1545">分</td> <td data-bbox="1403 1142 1450 1545">果実ミックスジュース (ストレート)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 1545 1403 2139">分</td> <td data-bbox="1403 1545 1450 2139">果実ミックスジュース (ストレーツ)</td> </tr> </table>	分	果実ミックスジュース (ストレート)	分	果実ミックスジュース (ストレーツ)
分	果実ミックスジュース (ストレート)				
分	果実ミックスジュース (ストレーツ)				

品質	品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であって、2点又は1点の項目がないこと。	同左
エタノール分	エタノール分	3g/kg以下であること。	同左
加糖量	加糖量	加えていないこと。	同左
異物	異物	混入していないこと。	同左
内容量	内容量	表示量に適合していること。	同左
原 材 料	食品添加物以外の原材料	果実の搾汁以外のものを使用していないこと。 1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁を使用するものに限る。） ペクチン 2 酸化防止剤（りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。） L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁とするものに限る。） ペクチン 2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム（DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁を使用するものに限る。） ペクチン 2 酸化防止剤（りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。） L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁とするものに限る。） ペクチン 2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム（DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）
			3 酸化防止剤（りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。） L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 4 香料（動植物から得られたもの又はその混合物に限る。） 5 強化剤 栄養改善法施行規則（昭和27年厚生省令第37号）第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用する

品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	[略]	[略]
エタノール分	[略]	[略]	[略]
加糖量	[略]	[略]	砂糖類及びはちみつ製品の重量の割合が5%以下であること。
異物	[略]	[略]	[略]
内容量	[略]	[略]	[略]
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 砂糖類及びはちみつ
	食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 酸化防止剤（りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。） L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 [略] 2 酸味料（かんきつ類又はうめ以外の果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものであつて、砂糖類及びはちみつを使用しないものに限る。） クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム（DL-酒石酸及びL-酒石酸にあつては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）
			3 酸化防止剤（りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナの果実の搾汁を使用するものに限る。） L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム 4 天然香料 5 二酸化炭素 6 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビ

23

タミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸

表 一括表示事項
表示の方法

もの

[削る。]
[削る。]

第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名

果実の搾汁のみを使用したもの（パインアップルにあってはペクチンを、りんご、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。）にあっては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものについては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものについては「果実ミックスジュース」と記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものについては、「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。

(2) 原材料名

使用した原材料をそれぞれA及びBの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りの果実ミックスジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果実ミックスジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、Aに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
イ 使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を記載し、はちみつにあっては「はちみつ」と記載すること。ただし、「果実」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名称を記載し、その他の果実にあつては「その他」と、みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合は「うんしゅみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。

(1) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(1)と同じ。

(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

(3) 内容量

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。

(5) 保存方法

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。

2 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は

28

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

[削る。]

(果粒入り果実ジュースの規格)

第22条 果粒入り果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	準
品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	
エタノール分	[略]	
加糖量	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。	
異物	[略]	
内容量	[略]	
原	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	
材	1 [略]	
料	2 [略]	
	3 砂糖類及びはちみつ	
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	
	1 [略]	
	2 [略]	
	3 [略]	

その他の表示事項及びその表示の方法	<p>別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしていること。ただし、印刷瓶入り果実ミックスジュースに係る表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入り果実ミックスジュース以外の果実ミックスジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入り果実ミックスジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 還元果汁を使用したものにあつては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。</p> <p>3 冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p>
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(果粒入り果実ジュースの規格)

第22条 果粒入り果実ジュースの規格は、次のとおりとする。

区分	基準	準
品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	
エタノール分	3g/kg以下であること。	
加糖量	砂糖類及びはちみつの製品に占める重量の割合が5%以下であること。	
異物	混入していないこと。	
内容量	表示量に適合していること。	
原	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	
材	1 果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁	
料	2 果粒	
	3 糖類及びはちみつ	
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	
	1 増粘安定剤（パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）	
	ペクチン	
	2 酸味料	
	クエン酸、D,L-酒石酸、L-酒石酸、D,L-リンゴ酸及びD,L-リンゴ酸ナトリウム（D,L-酒石酸及びL-酒石酸にあっては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用するものに限る。）	
	3 酸化防止剤	

1	[略]		
5	強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントチン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸	[削る。]	
		[削る。]	

4	香料		
5	強化剤 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの		
		一括表示事項	
		表示の方法	
		表示	

L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム

第112条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名
還元果汁を使用したものについては「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものについては「○○果粒入り果実ジュース」と記載し、「○○」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものについては、「○○果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「○○果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。

(2) 原材料名
使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りの果粒入り果実ジュースでその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶入り果粒入り果実ジュース」という。）のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、(7)から(9)の順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果実の種類が2種類以上のものであれば、「果実」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名を記載し、その他の果実にあつては「その他」と、みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあっては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。

(8) 使用した果粒にあっては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。

(9) はちみつにあっては、「はちみつ」と記載すること。

(2) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

(3) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイの(イ)と同じ。

イ 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

(3) 内容量
第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

(果実・野菜ミックスジュースの規格)

第23条 果実・野菜ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
削る。	品位	第12条の規格の品位の基準と同じ。	
	エタノール分	[略]	
	加糖量	砂糖類及びはちみつ等の製品に占める重量の割合が5%以下であること。	
	異物	[略]	
	内容量	[略]	
	原	食品添加	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。
材	物以外の	1	[略]
料	原材料	2	[略]
		3	砂糖類及びはちみつ
		4	[略]
		5	[略]
		6	[略]
食品添加		次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	

第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。	
(6) 保存方法	第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。
2	第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷瓶入り果実ジュースに係る表示に用いる文字は、J I S Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
その他の表示	一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。
事項及びその	1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷瓶入り果実ジュース以外
表示の方法	下の果粒入り果実ジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付して当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により、印刷瓶入り果粒入り果実ジュースにあってはふたに、「加糖」と記載すること。
	2 還元果汁を使用したものにあっては、商品名を表す文字の前又は上に当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上の大きさの文字により「濃縮還元」と記載すること。
	3 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
使用する原材料については、	第3条第2項の規定を準用する。

(果実・野菜ミックスジュースの規格)

第23条 果実・野菜ミックスジュースの規格は、次のとおりとする。

区	分	基	準
品質	品位	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。	
	エタノール分	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準に換算した果汁について3g/k以下であること。	
	加糖量	糖類及びはちみつ等の製品に占める重量の割合が5%以下であること。	
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示量に適合していること。	
	原	食品添加	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。
材	物以外の	1	果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁
料	原材料	2	野菜汁
		3	糖類及びはちみつ
		4	果粒
		5	香辛料
		6	食塩
食品添加		次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。	

<p>物</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテ ン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビ タミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸</p>	<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>
--	--

<p>物</p> <p>1 増粘安定剤 (パインアップルの果実の搾汁、濃縮果汁及び還元果汁を使用する ものに限る。) ペクチン</p> <p>2 酸味料 クエン酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナ トリウム (DL-酒石酸及びL-酒石酸にあっては、ぶどうの果実の搾汁、濃縮 果汁及び還元果汁を使用するものに限る。)</p> <p>3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>4 香辛料抽出物</p> <p>5 香料</p> <p>6 強化剤</p> <p>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用する もの</p>	<p>一括表示事項</p> <p>表示の方法</p> <p>第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示 は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあつては、 「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記 載すること。ただし、糖類又ははちみつを加えたものにあつては、「果実・野 菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載す ること。ただし、印刷瓶入りの果実・野菜ミックスジュースでその品質に関す る表示をふたにするもの(以下「印刷瓶入り果実・野菜ミックスジュース」と いう。)のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認 められるものについては、アに係る表示を省略することができる。 ア 食品添加物以外の原材料にあつては、(7)から(9)の順に次に定めるところに より記載すること。 (7) 使用した果実の種類にあつては、その最も一般的な名称を記載すること。ただ し、使用した果実の種類が2種類以上のものであつては、「果実」の文字 の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類 の果実名を記載し、その他の果実にあつては「その他」と、みかん類を使 用したオレンジジュースを使用した場合にあつては「うんしゅうみかん」 、「ポンカン」、「シイクワシャー」等に代えて「みかん類」と記載する ことができる。 (8) 使用した野菜にあつては、その最も一般的な名称を記載すること。ただ し、使用した野菜の種類が2種類以上のものであつては、「野菜」の文字</p>
---	--

AP

<p>の次に括弧を付けて、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類の野菜名を記載し、その他の野菜にあっては、「その他」と記載することができる。</p> <p>(ウ) 果実、野菜及び糖類以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に「果粒」、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。</p> <p>(イ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(ウ)のイと同じ。</p> <p>(ロ) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(ウ)のロと同じ。</p> <p>イ 第1.2条第1項の規格の表示の方法の1の(ウ)のイと同じ。</p> <p>(2) 内容量</p> <p>第1.2条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。</p> <p>(4) 賞味期限 (品質保持期限)</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>第1.2条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。</p> <p>第1.2条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷入り果実・野菜ミックスジュースに係る表示に用いる文字は、「ISZ8305」に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p>	<p>その他の表示 事項及びその 表示の方法</p> <p>一括表示事項の項に規定するもののほか、次に規定する事項を表示してあること。</p> <p>1 糖類又ははちみつを加えたものであって、印刷入り果実・野菜ミックスジュース以外の果実・野菜ミックスジュースにあっては送り状又は商品名を表す文字の次若しくは下に括弧を付けて当該商品名を表示する文字の大きさの2/3以上に、「加糖」と記載すること。</p> <p>2 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。</p> <p>第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。</p>
<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p>
<p>[削る。]</p>	<p>[削る。]</p>

2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(果汁入り飲料の規格)

第2.4条 果汁入り飲料の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	第3条第3項の基準により採点した結果、平均点が3.5点以上であつて、2点又は1点の項目がないこと。
エタノール分	別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準に換算した果汁について3g/kg以下であること。

(果汁入り飲料の規格)

第2.4条 果汁入り飲料の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	第1.2条の規格の品位の基準と同じ。
エタノール分	還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては別表3の糖用屈折計示度の基準又は別表4の酸度の基準に換算した果汁について、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては使用した果実の搾汁に換算した果汁について

29

異物	[略]
内容量	[略]
原 食品添加 材 物 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸、クエン酸三ナトリウム、乳酸、DL-酒石酸、L-酒石酸、DL- リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウム 2 着色料 (化学合成品 (β-カロテン及びビタミンB2を除く。)) 以外のものに 限る。) 3 [略] 4 増粘安定剤 アラビアガム、グアーガム、キサンタンガム、 <u>ダイズ多糖類</u> 、タマリンドシ- ドガム及びペクチンのうち2種以内 5 甘味料 アスパルテーム、アセスルファムカリウム、キシリトール、スクラロース、ス テビア抽出物及びタウマチンのうち3種以内 6 保存料 安息香酸ナトリウム 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 強化剤 亜鉛塩、カルシウム塩、鉄塩、銅塩、マグネシウム塩、ナイアシン、パントテ ン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビ タミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンP及び葉酸
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

異物	混入していないこと。
内容量	表示量に適合していること。
原 食品添加 材 物 料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 酸味料 2 着色料 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム及びミックスクソコフェロ ール (ミックスクソコフェロールにあっては、乳及び乳製品を使用するものに限る 。) 4 増粘安定剤 アラビアガム、グアーガム、キサンタンガム、タマリンドシドガム及びびペク チン 5 甘味料 アスパルテーム、ステビア抽出物及びタウマチン 6 保存料 (希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものに限 る。) 安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸エステル類及びε-ポリリシン 7 pH調整剤 (乳及び乳製品を使用するものに限る。) 炭酸水素ナトリウム 8 乳化剤 (乳及び乳製品を使用するものに限る。) グリセリン脂肪酸エステル及びショ糖脂肪酸エステル 9 香辛料抽出物 (野菜汁を使用するものに限る。) 10 香料 11 二酸化炭素 12 強化剤 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用する もの
一括表示事項	第12条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示の方法	1 第12条第1項の規格の一括表示事項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示 は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「○○%△△果汁入り飲料」と記載すること。1種類の果実を使用したもの にあっては、「○○」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準 (シ モン、ライム、うめ及びかぼす) にあつては別表4の酸度の基準。以下この項に
表示	

、3g/k以下であること。

90

において同じ。)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにおいては、「○○」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準に対するそれぞれの割合の合計を、「△△」には「混合」と記載すること。ただし、果粒を加えたものにおいては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したのものにおいては「○○%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

(2) 原材料名

使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。ただし、印刷瓶入りの果汁入り飲料でその品質に関する表示をふたにするもの(以下「印刷瓶入り果汁入り飲料」という。)のうち、ふた以外の部分にこれらの表示をすることが困難であると認められるものについては、アに係る表示を省略することができる。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、(7)から(9)の順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果実の種類が2種類以上のものであれば、「果実」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名を記載し、その他の果実にあっては「その他」と、みかん類を使用したオレレンジジュースを使用した場合にあっては「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シイクワシヤー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。

(8) 使用した野菜にあっては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した野菜の種類が2種類以上のものであれば、「野菜」の文字の次に括弧を付して、製品に占める重量の割合の多いものから順に2種類の野菜名を記載し、その他の野菜にあっては、「その他」と記載することができる。

(9) 果実、野菜及び糖類以外の原材料にあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に「果粒」、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

(4) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)と同じ。

(4) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(2)と同じ。

イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、規則第5条第1項第1号ホ及びル並びに第2号、第9項並びに第10項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 内容量

第12条第1項の規格の表示の方法の1の(3)と同じ。

[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

(測定方法)
第25条 第3条から第24条までの規格における糖用屈折計示度、酸度、エタノール分、揮発性酸度及び精油分の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

(4) 賞味期限 (品質保持期限) 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(6)と同じ。
(5) 保存方法 第12条第1項の規格の表示の方法の1の(5)と同じ。 第12条第1項の規格の一括表示事項の1から3までに規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にすること。ただし、印刷瓶入り果汁入り飲料に係る表示に用いる文字は、JIS Z 8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。 一括表示事項の項に規定するもののほか、冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあつては、「冷凍果実飲料」と記載すること。
第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2. 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(測定方法)
第25条 第3条から第24条までの規格における糖用屈折計示度、酸度、エタノール分、揮発性酸度及び精油分の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
糖用屈折計示度	20℃における糖用屈折計の示度とする。
酸度	<p>試料5g～15gを正確にはかりとり、水で適宜希釈して、1%フェノールフタレイン溶液を指示薬として0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液で滴定し、次の式により算出する。</p> $\text{酸度}(\%) = A \times f \times \frac{100}{W} \times 0.0064$ <p>A: 0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液による滴定量 (ml) f: 0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液の力価 W: 試料重量 (g)</p> <p>0.0064: 0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液1mlに相当する無水クエン酸の重量 (g)</p>
エタノール分	<p>試料5gを正確にはかりとり、水8mlを加え、これをあらかじめ0.347mol/Lクロム酸カリウム10ml及び濃硝酸25mlを受器にとつた蒸留装置で3分間蒸留する。得られた留出液に約300mlの水及び30%よう化カリウム10mlを加え、1%でん粉溶液を指示薬として速やかに0.347mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定し、次の式により算出する。なお、あわせて空試験を行う。</p> $\text{エタノール分}(\text{g/kg}) = (B - A) \times f \times \frac{4}{W}$ <p>A: 本試験における0.347mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液の滴定量 (ml) B: 空試験における0.347mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液の滴定量 (ml) f: 0.347mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>

[略]	[略]
[略]	[略]

揮発性酸度	<p>W: 試料重量 (g)</p> <p>試料 5 g を正確にはかりとり、留出液 6.0 ml を得るまで水蒸気蒸留する。得られた留出液に 1% フェノール溶液を指示薬として 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で滴定する。次に、滴定終了後の液に 2.5% 硫酸溶液 5 ml を加え、1% でん粉溶液を指示薬として 0.02 mol/L 素溶液で滴定し、次の式により算出する。</p> <p>揮発性酸度 (g/kg)</p> $= \left(A \times f_1 - \frac{B \times f_2}{5} \right) \times \frac{1000}{W} \times 0.0060$ <p>A: 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液による滴定量 (ml) B: 0.02 mol/L 素溶液による滴定量 (ml) f₁: 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液の力価 f₂: 0.02 mol/L 素溶液の力価 W: 試料重量 (g)</p> <p>0.0060: 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 1 ml に相当する酢酸の重量 (g)</p>
精油分	<p>試料 2.5 g を正確にはかりとり、2-プロパノール又はエタノール 2.5 ml を加え、留出液 3.0 ml を得るまで水蒸気蒸留する。得られた留出液に 1.2% 塩酸 1.0 ml を加えて 0.1% メチルオレンジ溶液を指示薬として 0.0247 mol/L 臭化カリウム-臭素酸カリウム溶液で滴定し、次の式により算出する。なお、あわせて空試験を行う。</p> <p>精油分 (ml/kg) = (A - B) × $\frac{1000}{W}$ × 0.001</p> <p>A: 本試験における 0.0247 mol/L 臭化カリウム-臭素酸カリウム溶液の滴定量 (ml) B: 空試験における 0.0247 mol/L 臭化カリウム-臭素酸カリウム溶液の滴定量 (ml) W: 試料重量 (g)</p> <p>0.001: 0.0247 mol/L 臭化カリウム-臭素酸カリウム溶液 1 ml に相当する精油分の ml 数</p>

別表 1 [第 2 条・第 11 条・第 20 条]

果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (° Bx)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (° Bx)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表 1 [第 2 条・第 11 条・第 20 条]

果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (° Bx)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (° Bx)
オレンジ	20	西洋なし	22
うんしゅうみかん	18	かき	28
グレープフルーツ	18	まるめろ	20
りんご	20	すもも	12

93

レモン	4.	5
ライム		6
うめ	3.	5
かぼす	3.	5

別記様式「第3条・第4条・第12条-第2.4条」

- 品名
- 原材料名
- 濃縮度
- 加糖量
- 内容量
- 賞味期限
- 保存方法
- 使用方法
- 原産国名
- 製造者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150㎠以下のものであつては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。
- 3 濃縮果汁以外のものにあつては、この様式中「濃縮度」を省略すること。
- 4 濃縮果汁以外のもの又は濃縮果汁のうち糖類を加えていないものにあつては、この様式中「加糖量」を省略すること。
- 5 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限に記載箇所近接して記載することができる。
- 6 この様式中「賞味期限」とあるのは、これに代えて「品質保持期限」と記載することができる。
- 7 賞味期限の表示を省略するものにあつては、この様式中「賞味期限」を省略すること。
- 8 保存方法の表示を省略するものにあつては、この様式中「保存方法」を省略すること。
- 9 一般消費者が希釈して使用するもの以外のものにあつては、この様式中「使用方法」を省略すること。
- 10 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 11 輸入品にあっては、10にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 12 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 13 この様式は、縦書きとすることができる。

[削る。]

[削る。]

95